

第 1 4 6 2 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市市税条例の一部を改正する条例……………4
 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
 基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………6
 甲府市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例……………15
 甲府市都市公園条例の一部を改正する条例……………16
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………17
 甲府市議会基本条例……………18
 甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例……………24

[規 則]

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則……………25
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で
 定める日を定める規則の一部を改正する規則……………26
 甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………27

[規 程]

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程……………30
 国等から招へいする特別職の職員の住宅の貸与に関する規程の一部

を改正する規程……………31

[告 示]

地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（4件）……………32
 令和2年度下半期の財政状況の公表……………36
 甲府市各企業会計の令和2年度下半期の業務状況の公表……………37
 差押調書（謄本）公示送達……………38
 令和3年6月甲府市議会定例会招集告示……………39
 入札告示……………40
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………43
 入札告示……………44
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示……………47
 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の届出があった旨の告
 示……………48
 入札告示（5件）……………49
 国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達……………63
 介護保険料更正通知書公示送達……………64
 住宅使用料督促状公示送達……………65

地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	66	国民健康保険被保険者証無効告示	111
犬又は猫等の収容告示（2件）	67	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	112
公売公告兼見積価額公告	69	介護保険被保険者証無効告示	113
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	70	市県民税督促状公示送達	114
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告	72	後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書公示送達	115
入札告示	73	後期高齢者医療保険料督促状公示送達	116
都市計画図書縦覧告示	76	地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	117
差押調書（謄本）・配当計算書・充当通知書公示送達	77	指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設の指定公示	118
道路区域の変更告示（2件）	78	指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	119
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	80	甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示	120
生活保護法等指定医療機関指定公示	82	[議会局]	
生活保護法等指定医療機関廃止公示	83	甲府市議会会議規則の一部を改正する規則	122
生活保護法等指定介護機関変更公示	84	甲府市議会図書室規則の一部を改正する規則	124
開発行為に関する工事の完了公告	85	甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程	125
国民健康保険料督促状公示送達	86	甲府市議会議会局職員職名規程の一部を改正する規程	126
入札告示	87	[教育委員会]	
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	90	入札告示（2件）	127
差押調書（謄本）・配当計算書・充当通知書公示送達	91	[選挙管理委員会]	
入札告示	92	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	133
介護保険料更正通知書公示送達	95	[農業委員会]	
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	96	甲府市農業委員会6月定例総会招集公告	134
犬又は猫等の収容告示	98	[上下水道局]	
令和3年度補正予算の公表	99	入札告示（3件）	135
入札告示	100	公共下水道の供用開始公告	143
配当計算書・充当通知書公示送達	103	下水道工事指定店の指定告示	144
入札告示	104	指定給水装置工事事業者の指定告示	145
犬又は猫等の収容告示	107	入札告示（4件）	146
入札告示	108		

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	158
[任免辞令]	
市長事務部局	160

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第26条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第29条の5第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第16条の2第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第17条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例中附則第17条の改正規定は令和4年1月1日から、その他の改正規定及び次条の規定は令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の第20条第2項、第26条第1号及び第29条の5第1項並びに附則第16条の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお

従前の例による。

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第13号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第6号。附則において「指定障害福祉サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中

「第16章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第259条～第263条)」を
「第16章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第259条～第263条)」に
第17章 雑則(第264条)」

改める。

第263条第1項中「第263条第1項」との次に「、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と」を加え、本則に次の1章を加える。

第17章 雑則

(電磁的記録等)

第264条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文

書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第100条、第104条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第210条、第218条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。)、第16条(第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第82条、第100条、第104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第210条、第218条、第235条、第245条、第256条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。)、第58条第1項、第113条第1項(第122条において準用する場合を含む。)、第224条第1項(第245条及び第256条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準(第10条～第60条)」を

「 第 3 節 運営に関する基準（第 1 0 条～第 6 0 条）
第 3 章 雑則（第 6 1 条）」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 3 章 雑則

（電磁的記録等）

第 6 1 条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 1 条第 1 項、第 1 5 条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 1 年 3 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 章 多機能型に関する特例（第 9 2 条～第 9 4 条）」を

「第 9 章 多機能型に関する特例（第 9 2 条～第 9 4 条）
第 1 0 章 雑則（第 9 5 条）」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 1 0 章 雑則

(電磁的記録等)

第95条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例(平成30年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第21条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によ

り行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例（平成30年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 設備及び運営に関する基準（第5条～第47条）」を
「第2章 設備及び運営に関する基準（第5条～第47条）
第3章 雑則（第48条）
」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第48条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月条例第3号。附則において「指定通所支援基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例（第104条～第106条）」を

「第7章 多機能型事業所に関する特例（第104条～第106条）
第8章 雑則（第107条）」に改める。

第7条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第8条第7項中「第1項第2号ア及び第4項第1号」を「第1項第2号ア、第4項第1号及び次項」に改める。

第80条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第104条第1項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中」を「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中」に改め、本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

（電磁的記録等）

第107条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）、第19条（第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方

法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第41条の2・第42条」に改める。

第5章中第42条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第41条の2 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第42条に見出しとして「(委任)」を付する。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第48条の2・第49条」に改める。

第6章中第49条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第48条の2 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中指定障害福祉サービス基準条例第263条第1項の改正規定並びに第7条中指定通所支援基準条例第7条第5項、第8条第7項、第80条第5項及び第104条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

甲府市道路附属物自動車駐車場条例（平成22年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第15号

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例（昭和32年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の4に次の1号を加える。

- (5) 都市公園法施行令第6条第6項に規定する認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設 100分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第16号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

昭和 35	東河原疎開	上小河原町1156 番地	木造セメント瓦葺平家 建 1戸 28.05 m ²	1戸
37	後屋	後屋町1番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18 m ²	20戸

を

」

「

昭和 35	東河原疎開	上小河原町1156 番地	木造セメント瓦葺平家 建 1戸 28.05 m ²	1戸
----------	-------	-----------------	--	----

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

甲府市議会基本条例をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第17号

甲府市議会基本条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 基本原則（第2条～第5条）

第3章 市民とともに歩む議会（第6条～第12条）

第4章 議会と市長等の関係（第13条～第15条）

第5章 議会政策サイクル（第16条）

第6章 議会の機能強化（第17条～第20条）

第7章 持続可能な議会運営（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、甲府市自治基本条例（平成19年6月条例第21号）の規定を踏まえ、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係並びに議会の機能強化及び持続可能な議会運営に関する基本的事項を定めることにより、二代表制のもと市長等と善政競争し、もって、市民の誰一人置き去りにすることのない社会の実現と、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 基本原則

（議会の基本原則）

第2条 議会は、市民を代表する合議制の機関であり、市の意思決定機関として、その役割を果たすため、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる事項に基づき

活動しなければならない。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (2) 把握した市民の多様な意見を踏まえ、市政等の調査研究を通じて、議会における政策立案能力等の強化に努めること。
- (3) 意思決定にあたっては、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすい議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、住民から直接選挙で選ばれた公職として、合議制の機関である議会の構成員としての使命を果たすため、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽^{さん}によって、市民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (2) 自らの議会活動について市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 甲府市議会議員政治倫理規程（平成30年6月議会規程第1号）を遵守し、倫理の保持に努めること。

(議員間の自由な討議の原則)

第4条 議員は、議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

- 2 議員は、あらゆる会議において、自らの意見を丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾けなければならない。
- 3 議長及び委員長は、議員間の討議の結果を議会及び委員会の機関決定として市政に反映できるよう、意見集約に努めるものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会運営の円滑化及び効率化を図るため、理念や政策を共有する者で構成される会派を結成することができる。

- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の議会活動を支援すること。
 - (2) 政策立案及び政策提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
 - (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効率的な議会運営に協力すること。
- 3 議会は、会派間の公平性を確保するとともに、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、協議又は調整を行う場として、会派代表者会議を招集することができる。

第3章 市民とともに歩む議会

(情報の公開)

第6条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、透明性を高め積極的な情報公開を行うため、様々な媒体の活用を努めるものとする。

(会議公開の原則)

第7条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、原則として、すべての会議を公開とする。

(市民との直接対話の場)

第8条 議会は、市民の議会への積極的な参加を促すとともに、政策提案につなげるため、市民との直接対話の場を設けるものとする。

(市民意見の聴取)

第9条 議会は、パブリックコメントを有効に活用するとともに、市民からの意見及び政策提言を投書、インターネット等を通じて募集するなど、積極的に市民の意見の聴取に努めるものとする。

(広聴広報委員会)

第10条 議会は、広聴広報機能の充実のため、別に定めるところにより、広聴広報委員会を置く。

(請願及び陳情)

第11条 議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言として受け止め、当該請願者及び陳情者が説明機会を求める場合は、その機会を設けることができる。

(専門的調査・公聴会等の活用)

第12条 議会は、学識経験者等による専門的調査並びに本会議及び委員会における公聴会制度及び参考人制度による市民及び有識者の専門的、政策的見識等を議会における討議に反映させるよう努めるものとする。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等との緊張関係の構築)

第13条 議会は、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。

(質問内容等確認権)

第14条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするために、議員又は委員の質問に対して内容を確認することができる。

2 市長等は、議員又は委員会から提出された議案（市長が提出した条例案に対する修正案を含む。）に係る争点を明らかにし、及び議論を深める必要があるときは、議長又は委員長の許可を得て、内容を確認し、意見を述べることができる。

(説明資料の提出)

第15条 議会は、市長が提出した議案について、論点を明確にし、審議の充実を図るため、説明資料の提出を求めることができる。

第5章 議会政策サイクル

(議会政策サイクル)

第16条 議会は、市長が提出する議案の審議にあたっては総合計画の目標に照らし合わせて効果を検証し、必要に応じて市長等に意見するとともに、政策を立案した場合はこれを市長等に提言することとし、これらを循環して取り組むことにより、議会政策サイクルとして市政の執行に寄与する。

2 議会は、第8条及び第9条の規定により聴取した市民の意見を、政策立案の起点と捉え、前項に規定する議会政策サイクルで検討するものとする。

第6章 議会の機能強化

(議長及び副議長の選出)

第17条 議長及び副議長の選出については、立候補制とし、公開の場でそれぞれ所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

2 議長及び副議長は、立候補した者の中から議場において投票により選挙する。

(常任委員会及び特別委員会)

第18条 常任委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）は、市政課題を的確に把握し、委員会等の専門性と特性を活かした調査及び審査を行わなければならない。

2 委員会等の委員は、進んで委員間の討議に関わるものとする。

3 決算を審査する委員会は、第16条の規定を踏まえ、翌年度予算編成に決算審査の結果を反映させるため、委員会の意見としてまとめるものとする。

4 常任委員会は、所管事務調査及び政策研究を積極的に実施し、委員間の討議を経て、その結果を議会に報告するものとする。

5 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

(議会局)

第19条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、議会に事務局として議会局を置く。なお、議会局に関し必要な事項は、別に定める。

2 議会局は、議長の管理に属し、甲府市議会に関する事務を処理する。

3 議会は、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

4 議会局は、議会の円滑かつ効率的な運営及び活動の充実に努めるパートナーとして、議会に対し提案を行うことができる。

(議会図書室)

第20条 議会は、地方自治法第100条第19項の規定により、議事堂内に議会図書室を設置する。なお、議会図書室に関し必要な事項は、別に定める。

2 議会は、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、市民等の誰もが利用できるものとして、文献等の充実に努めるものとする。

第7章 持続可能な議会運営

(災害時の機能維持)

第21条 議会は、災害時においても、別に定めるところにより、議会機能を的確に維持しなければならない。

(たゆまない議会改革)

第22条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、議会運営に係る検証及び改善に努めなければならない。

2 前項の規定による検証は、年1回、議会運営委員会において行わなければならない。ただし、議会運営上、検討が必要な事案が生じた場合は、随時、検証するものとする。

3 議会は、前項の検証の結果、改善の必要があると認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

4 この条例の制定及び改定により生じる変更については、議会運営委員会がその責任において議会内に適応させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月12日から施行する。

(甲府市議会議会局設置条例の廃止)

2 甲府市議会議会局設置条例（令和2年3月条例第1号）は、廃止する。

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第18号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則として、これを公開する」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月12日から施行する。

規則

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第23号

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第44条の見出しを「（企画経営会議）」に改め、同条第1項及び第2項中「経営企画会議」を「企画経営会議」に改め、同条第3項を削る。

別表第1行政経営部、行政経営総室、行政経営課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削る。

別表第1行政経営部、人事管理室、職員課の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表第1企画財務部、企画財務総室、総務課の項第1号中「経営企画会議」を「企画経営会議」に改め、同表企画財務部、企画財務総室、企画財政課の項第21号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日
を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第24号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日
を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日
を定める規則（令和2年9月規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第25号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

「

老人	特扶	障害	特障	老齡	寡フ

第13号様式中

を

」

「

給年	老人	特扶	普障	特障	寡婦	ひとり

「

給 年	老 人	特 扶	普 障	特 障	寡 婦	ひ と り

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規程

甲府市規程第2号

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市事案決定規程（昭和48年4月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政経営部、行政経営総室、行政経営の表第3項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同表第4項第2号を削る。

別表第2行政経営部、人事管理室、職員の表中第6項を削り、第7項を第6項とする。

別表第2企画財務部、企画財務総室、総務の表第1項第1号中「経営企画会議」を「企画経営会議」に改める。

別表第2企画財務部、企画財務総室、企画財政の表第13項を削る。

別表第2企画財務部、連携推進室、公民連携の表第4項第2号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市規程第3号

国等から招へいする特別職の職員の住宅の貸与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

国等から招へいする特別職の職員の住宅の貸与に関する規程の一部を改正する規程

国等から招へいする特別職の職員の住宅の貸与に関する規程（平成24年6月規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「特別職の」を削る。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

告示

甲府市告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 池添第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	寺田正寛	志村秀高
代表者 住所	甲府市城東4丁目13番3号	甲府市城東4丁目5番22号

3 変更年月日 令和3年2月20日

甲府市告示第315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上石田悠紀自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	深 沢 充	矢 野 和 彦
代表者 住 所	甲府市上石田3丁目5番9号	甲府市上石田3丁目4番23号

3 変更年月日 令和3年4月18日

甲府市告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 元紺屋町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	岩 間 正 光	石 原 忠 治
代表者 住 所	甲府市元紺屋町1番地2	甲府市元紺屋町38番地1

3 変更年月日 令和3年4月3日

甲府市告示第317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 酒折東部自治会
2 変更事項
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	堀 内 浩 将	地 場 正 樹
代表者 住 所	甲府市酒折二丁目8番12号	甲府市酒折二丁目4番11号

- 3 変更年月日 令和3年4月10日

甲府市告示第318号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計及び甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和2年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

令和3年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第319号

地方公営企業法第40条の2及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計及び甲府市簡易水道等事業会計の令和2年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和3年6月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第320号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律 第226号）第20条、及び同法第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第741号 |
| 2 | 通知者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第321号

令和3年6月甲府市議会定例会を令和3年6月10日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

令和3年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件を入札に付する。

施設名称：甲府市役所本庁舎

所在地：甲府市丸の内一丁目18番1号

(2) 予定価格 公表しない。

(3) 貸付期間

令和3年8月1日から令和8年3月31日まで

(4) 用途 パネル広告の設置

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

(3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 官公庁又は民間企業における、施設壁面等の広告掲出業務において、3年以上の実績を有する者であること。

3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和3年6月3日（木）から令和3年6月14日（月）まで（この期間内の市の休日を除く。）午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府市行政経営部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和3年6月4日（金）から令和3年6月14日（月）まで（この期間内の市の休日を除く。）午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市行政経営部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年6月28日（月）午前10時30分から

(2) 場所

甲府市役所本庁舎 7階 会議室7-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納付しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく

する契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 説明会 行わない。
- (5) その他 詳細は、募集要項及び仕様書による。

甲府市告示第323号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和3年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 設置許可物件

次の物件を入札に付する。

施設名称：遊亀公園附属動物園

所在地：甲府市太田町10-1

物件番号	設置場所	設置可能面積	設置台数	備考
1-1	無料休憩所	2.00㎡	1台	屋外設置
1-2	無料休憩所	2.00㎡	1台	屋外設置

(2) 予定価格

公表しない。

(3) 設置許可期間

契約日から令和4年6月30日

(4) 用途

自動販売機（飲料水等）の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 法人にあつては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあつては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。

(6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。

(7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所及び配付方法

(1) 配付期間

令和3年6月4日（金）から令和3年6月18日（金）まで

（この期間内の市の休日を除く）

午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府市 まちづくり部 まち整備室 公園緑地課（甲府市役所本庁舎6階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話番号055-223-6101

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和3年6月7日（月）から令和3年6月18日（金）まで

（この期間内の市の休日を除く）

午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市 まちづくり部 まち整備室 公園緑地課（甲府市役所本庁舎6階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和3年6月30日（水） 午前11時00分

(2) 場 所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市役所 本庁舎6階 入札室1

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、本市に支払う手数料の率（%表記で小数点第1位まで、消費税抜き）を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格（率）以上で、最高の手数料率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として売上手数料率に予定数量を乗じた額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 説明会

行わない。

(5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

甲府市告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 愛宕町中部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	天 野 利 男	白 木 幸 夫
代表者 住 所	甲府市愛宕町28番地8	甲府市愛宕町42番地

3 変更年月日 令和3年4月28日

甲府市告示第326号

子ども・子育て支援法第58条の6第1項の規定に基づく同法第30条の11第1項の確認の辞退の届出があったため、同法第58条の11第2項の規定により公示する。

令和3年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 サービスの種類 | 認可外保育施設 |
| 2 事業所の名称 | キッズライン（村上ゆかこ） |
| 3 事業所の所在地 | 個人の居宅訪問型事業のため非公開 |
| 4 当該事業所の設置者 | 村上 由加子 |
| 5 確認年月日 | 令和3年5月17日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和3年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）6号		
工事名	①R3歩道改良工事（市道富士見中線）（余フ） ②（モ-1）配水管布設替工事（余フ） ③下水道管工事（R3D-12）（余フ）		
工事場所	甲府市朝日一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①歩道改良工事 施工延長 L = 72.9m ・自由勾配側溝工 L = 116.4m ・導水ブロック工 L = 129.0m ・集水柵工 N = 6箇所 ・透水性舗装工 A = 247.0㎡ ・電線共同溝工 L = 134.6m ・プレキャストボックス設置工 （特殊部・TB柵） N = 7箇所</p> <p>②配水管布設替工事 ・DIP.GX (φ200) 56.0m ・DIP.K (φ200) 1.0m ・DIP.GX (φ150) 38.0m ・DIP.K (φ150) 9.0m ・DIP.GX (φ100) 6.0m ・DIP.K (φ100) 0.5m ・仕切弁.GX (φ200) 1基 ・仕切弁.GX (φ100) 1基 ・消火栓 (φ75) 1基 ・既設管撤去工 1式 ・臨給工（支給材有） 1式</p> <p>③下水道管工事 ・人孔鉄蓋調整取替工（φ600） 1箇所</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・小口径汚水柵取付管取替工（φ150） 8箇所 ・汚水柵取付管撤去工（φ150） 2箇所 ・雨水柵撤去・取付管取替工（φ200） 3箇所 ・雨水柵取付管撤去工（φ200） 1箇所 ・小口径汚水柵設置工（φ150） 1箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	令和4年3月30日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：契約締結日の翌日から令和3年9月10日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	130,317,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	道路工事等又は道路工事等と配水管布設替工事等の合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、6,500万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月7日

	4	申請書受付締切日	令和3年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和3年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年6月25日
	10	入札日時	令和3年7月1日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和3年7月6日
	12	開札日時	令和3年7月12日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和3年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和3年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年7月8日まで
	2	回答	令和3年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和3年7月9日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 30号		
工事名	道路下防火水槽補強工事 (R3-1)		
工事場所	甲府市中央一丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	・道路下防火水槽補強工事 N=5箇所
	2	工期	令和4年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	27,346,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,300万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月7日

	4	申請書受付締切日	令和3年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和3年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和3年6月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和3年6月7日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和3年6月25日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月1日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和3年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和3年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 31号		
工事名	区画道路築造工事 (R3・5.5-31号線)		
工事場所	甲府市朝日三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自由勾配側溝工 (300型) L = 3.5 m ・自由勾配側溝工 (400型) L = 58.8 m ・U型側溝工 (300型) L = 14.4 m ・集水樹工 N = 2基 ・アスファルト舗装工 A = 646 m² ・付帯工 1式
	2	工期	令和3年10月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,230,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月7日

	2	入札説明書等配付締切日	令和3年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和3年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和3年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年6月25日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月1日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和3年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 41号		
工事名	舗装復旧工事(その1)		
工事場所	甲府市宝一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場内舗装工 A = 2, 970 m² ・ 車道舗装工 A = 260 m² ・ 歩道舗装工 A = 7 m² ・ U型側溝工(300型) L = 33 m ・ 集水柵工 N = 1箇所 ・ 転落防止柵工 L = 53 m ・ 付帯工 1式
	2	工期	令和3年10月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,183,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和3年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和3年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年6月25日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月1日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和3年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 42号		
工事名	石田小学校C棟屋上防水改修工事		
工事場所	甲府市上石田三丁目6番31号		
工事概要	1	工事内容	・シート防水改修 836.1㎡ ・ウレタン防水改修 412.3㎡
	2	工期	令和3年9月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,173,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月7日

	4	申請書受付締切日	令和3年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和3年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年6月25日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月1日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和3年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第332号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月8日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 書類名 | 令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第333号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和3年5月21日 |
| 3 | 項目 | 令和3年度介護保険料更正通知書 |
| 4 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 5 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第334号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 住宅使用料督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 古上条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	佐 野 一 広	乙 顔 吉 司
代表者 住 所	甲府市古上条町383番地	甲府市古上条町794番地1

3 変更年月日 令和3年4月11日

甲府市告示第336号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和3年6月15日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和3年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市下曾根地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：白黒
- 6 その他の特徴：3週齢程度、首輪なし、小型
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第337号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和3年6月15日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和3年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市徳行地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：三毛
- 6 その他の特徴：3週齢程度、首輪なし、小型
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話055-237-2550

国税徴収法第 9 5 条及び同法第 9 9 条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和 3 年 6 月 1 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公売日時	入札	令和 3 年 7 月 1 3 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 0 分まで
	開札	令和 3 年 7 月 1 3 日（火）午後 2 時 0 1 分
公 売 場 所	山梨県笛吹市石和町広瀬 7 8 5 番地 東八代合同庁舎 3 階大会議室	
売却決定の日時	令和 3 年 8 月 3 日（火）午前 1 0 時 0 0 分	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内 1 丁目 1 8 番 1 号 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課	
買受代金納期限	令和 3 年 8 月 3 日（火）午後 3 時 0 0 分	
買受人についての資格その他の要件	次の者は、公売財産を買受けることができません。 1 この公売公告に違反した者 2 国税徴収法第 9 2 条の規定に該当する者 3 国税徴収法第 1 0 8 条第 1 項又は第 5 項の規定に該当する者	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課に用意してあります。	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市羽黒町字柳田348番1から7まで並びに字天神前1100番1、
1100番2及び1101番3から5まで
以上12筆及び道・水

2 公共施設の種類

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢一丁目4番16号
協同組合山梨不動産センター
代表理事 望月 薫

甲府市告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市里吉二丁目514番6及び514番7
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市里吉二丁目5番18号
小松文治

甲府市告示第341号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は、まちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和3年6月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 事業名 | 都市計画道路大手二丁目浅原橋線 |
| 2 | 道路の種類 | 県道 |
| 3 | 路線名 | 県道甲府市川三郷線 |
| 4 | 道路の地名地番 | 甲府市中央四丁目564番2地先から
甲府市中央四丁目660番まで |
| 5 | 延長 | 111.0m |
| 6 | 幅員 | 18.0m |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (業務委託) 第444号
- (2) 業務名称 「甲府市サテライトオフィス等活用促進事業」に係るプロモーション等業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書等による
- (5) 業務内容 仕様書等による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「イベント企画等」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年6月11日(金)～令和3年6月18日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年6月18日(金)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和3年6月11日(金)～令和3年6月18日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年6月18日(金)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年7月2日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に

国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 都市計画の種類 甲府都市計画道路の変更
（3・4・10号 高畑町昇仙峡線）
- 2 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

甲府市告示第344号

次の滞納市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に送達したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 送達をする書類 | 差押調書（謄本）、配当計算書及び充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年6月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2011
- 3 路線名 宿・下曾根線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市右左口町字清水窪1257番3地先から	6.5～	28.4
	甲府市右左口町字清水窪1257番6地先まで	6.5	
新	甲府市右左口町字清水窪1257番3地先から	6.7～	28.4
	甲府市右左口町字清水窪1257番6地先まで	6.9	

甲府市告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年6月28日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2005
- 3 路線名 立石・中村線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市上曽根町字前田487番1地先から 甲府市上曽根町字前田487番1地先まで	5.8～ 6.4	29.6
新	甲府市上曽根町字前田487番1地先から 甲府市上曽根町字前田487番1地先まで	6.4～ 9.3	29.6

甲府市告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市大里町字南耕地3538番1から3538番7まで
以上7筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市相生一丁目1番1号
リオ・不動産コンサル株式会社
代表取締役 長谷川 一也

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字東耕地2262番5、2265番1から2265番8まで、
2266番2、2266番3及び2266番11
以上12筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢三丁目8番38号
甲府南不動産株式会社
代表取締役 佐藤 敏幸

甲府市告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年6月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字整理地216番1、216番3及び216番4
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市富竹一丁目9番13号
株式会社クローバー
代表取締役 丸山 奈津子

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 令和2年度国民健康保険料第1期分督促状
令和2年度国民健康保険料第2期分督促状
令和2年度国民健康保険料第3期分督促状
令和2年度国民健康保険料第4期分督促状
令和2年度国民健康保険料第5期分督促状
令和2年度国民健康保険料第6期分督促状
令和2年度国民健康保険料第7期分督促状
令和2年度国民健康保険料第8期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第452号 |
| (2) 業務名称 | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（平瀬第二地区） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査（一筆地調査を含む）及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。なお、本市の地籍調査業務において下請けの実績を有する者も同様とみなす。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和3年6月21日(月)～令和3年6月30日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和3年6月30日(水)については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和3年6月21日(月)～令和3年6月30日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和3年6月30日(水)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年7月15日(木) 午後2時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第355号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和3年度固定資産税・都市計画税第1期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第356号

次の滞納市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に送達したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 送達をする書類 | 差押調書（謄本）、配当計算書及び充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第455号 |
| (2) 業務名称 | 「改定版甲府市洪水ハザードマップ」データ作成業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年1月14日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）」および「物品（情報・通信）」のすべてに登録されている者であること。
- (3) 過去6年以内に、地方自治体が発注する同種業務（避難計画を伴う「ハザードマップ作成業務」）の作業実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- (10) 別紙「改訂版甲府市洪水ハザードマップ」データ作成業務委託特記仕様書の第1章第4条に記載の(1)～(4)の公的資格の認定もしくは認証を有していること
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年6月22日(火)～令和3年7月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年7月2日(金)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年6月22日(火)～令和3年7月2日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年7月2日(金)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和3年7月15日(木) 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第358号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和3年6月10日 |
| 3 | 項目 | 令和2年度介護保険料更正通知書
令和3年度介護保険料過年度3期分 |
| 4 | 納期限 | 令和3年6月30日（3期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市企画財務部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下今井町字稻積778番3及び778番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市東南湖1669番地1
サウスレイク302
五味 寛之

甲府市告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下今井町字稻積778番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町221番地
城南ハイツ401
三澤 秀一
三澤 亜季子

甲府市告示第361号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和3年6月29日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和3年6月23日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市池田地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：三毛
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、中型
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第362号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和3年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和3年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和3年度甲府市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和3年度甲府市一般会計補正予算（第4号）

令和3年6月23日 原案可決

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の制限付一般競争入札を執行する。

令和3年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札に付する事項

- (1) 件名
自動販売機設置場所の貸付
- (2) 貸付物件

施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積
甲府市子ども屋内運動遊び場 甲府市丸の内一丁目10番7号	入口付近 (室内)	1台	2.20 m ² (幅2.2m×奥行1.0m)

- (3) 貸付期間
令和3年8月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 用途
貸付場所の用途は、自動販売機の設置に限る。
- (5) 予定価格
公表しない。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自らの管理・運営に3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (3) 法人にあつては山梨県内に本店・支店又は営業所を有し、個人にあつては山梨県内で事業を営んでいること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 税の滞納がない者であること。（法人にあつては、所轄市町村の法人住民税

の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。)

3 募集要項、仕様書の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和3年6月24日(木)から令和3年7月7日(水)まで

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども応援課

住所：甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎3階

電話：055-231-5538

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」のほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和3年6月24日(木)から令和3年7月7日(水)まで

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども応援課

住所：甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎3階

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和3年7月21日(水) 午前11時から

(2) 場所

甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎3階 会議室

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる

いずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 説明会

入札説明会及び現場説明会は行わない。

(5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

10 連絡先

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども応援課

〒400-0034

住 所：甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎3階

電 話：055-231-5538

F A X：055-221-3012

E-mail：kodomooen@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第364号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律 第226号）第20条、及び同法第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書 福発第1386号
充当通知書 福発第1388号 |
| 2 通知者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第476号 |
| (2) 業務名称 | 「リニアサミットinこうふ500」企画運営・テレビ番組制作放映業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年3月18日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「イベント企画等」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和3年6月25日(金)～令和3年7月5日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年7月5日(月)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和3年6月25日(金)～令和3年7月5日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年7月5日(月)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年7月19日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 7-1会議室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に

国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（３）契約書作成の要否：要

（４）仕様説明会を行わない。

（５）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第366号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和3年6月30日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和3年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市池田地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：子猫（1才未満）、首輪なし、小型
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第482号 |
| (2) 業務名称 | 朝日町通り線交通解析業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年2月25日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント（測量）」に登録されている者であること。
- (3) 過去5年以内に、地方自治体が発注する同種業務（交通解析業務）の作業実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年6月28日(月)～令和3年7月7日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年7月7日(水)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年6月28日(月)～令和3年7月7日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和3年7月7日(水)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和3年7月21日(水) 午前10時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札に際し業務内訳書を提出すること。業務内訳書は山梨県の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにするとともに、業務委託名、会社(業者)名を記載すること。
- なお、業務内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第368号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年6月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和3年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105548 |
| 2 | 事業所の名称 | ヘルパーステーション洗心 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市朝氣三丁目18番5号
ヘルパーステーション洗心 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市中央四丁目9番2号
株式会社洗心
代表取締役 露木里恵 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和3年7月1日 |

甲府市告示第370号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年6月29日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第371号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 令和2年度市県民税督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第372号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 書類名 | 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第373号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第374号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月29日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 山宮ハイタウン自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者氏名	河西俊樹	雨宮修
代表者住所	甲府市山宮町3371番地596	甲府市山宮町3371番地410

3 変更年月日 令和3年5月16日

甲府市告示第375号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|---------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社 洗心 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市中央四丁目9番2号 |
| 3 | 事業所名 | ヘルパーステーション洗心 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市朝気三丁目18番5号 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護、重度訪問介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102985 |
| 8 | 指定年月日 | 令和3年7月1日 |

甲府市告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 事業者名 | 一般社団法人ここえ |
| 2 | 事業者の所在地 | 埼玉県本庄市下野堂一丁目10番15号 |
| 3 | 事業所名 | velwands 甲府 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上今井町1498番地3 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援B型 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1910102837 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和3年6月30日 |

令和3年度の甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び第13条の2第1項に規定する基礎賦課額から減額する額、第14条の5の5第1項に規定する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び第13条の2第4項において準用する同条第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに第14条の9第1項に規定する介護納付金賦課額の保険料率及び第13条の2第5項において準用する同条第1項に規定する介護納付金賦課額から減額する額を、第14条第3項（第13条の2第3項において準用する場合を含む。）、第14条の5の5第3項（第13条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第14条の9第3項（第13条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年6月30日

甲府市長 樋口雄一

1	条例第14条第1項第1号の所得割	100分の8.49
2	条例第14条第1項第2号の被保険者均等割	27,300円
3	条例第14条第1項第3号の世帯別平等割	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	25,500円
	（2） 特定世帯	12,750円
	（3） 特定継続世帯	19,120円
4	条例第13条の2第1項第1号アに規定する額	19,110円
5	条例第13条の2第1項第1号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	17,850円
	（2） 特定世帯	8,925円
	（3） 特定継続世帯	13,384円
6	条例第13条の2第1項第2号アに規定する額	13,650円
7	条例第13条の2第1項第2号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	12,750円
	（2） 特定世帯	6,375円
	（3） 特定継続世帯	9,560円
8	条例第13条の2第1項第3号アに規定する額	5,460円
9	条例第13条の2第1項第3号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	5,100円
	（2） 特定世帯	2,550円
	（3） 特定継続世帯	3,824円
10	条例第14条の5の5第1項第1号の所得割	100分の2.34
11	条例第14条の5の5第1項第2号の被保険者均等割	9,600円

1 2	条例第 1 4 条の 5 の 5 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	6, 7 0 0 円
	(2) 特定世帯	3, 3 5 0 円
	(3) 特定継続世帯	5, 0 2 0 円
1 3	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	6, 7 2 0 円
1 4	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	4, 6 9 0 円
	(2) 特定世帯	2, 3 4 5 円
	(3) 特定継続世帯	3, 5 1 4 円
1 5	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	4, 8 0 0 円
1 6	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	3, 3 5 0 円
	(2) 特定世帯	1, 6 7 5 円
	(3) 特定継続世帯	2, 5 1 0 円
1 7	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 9 2 0 円
1 8	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	1, 3 4 0 円
	(2) 特定世帯	6 7 0 円
	(3) 特定継続世帯	1, 0 0 4 円
1 9	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 1 号の所得割	1 0 0 分の 2. 1 8
2 0	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 2 号の被保険者均等割	9, 8 0 0 円
2 1	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	6, 0 0 0 円
2 2	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	6, 8 6 0 円
2 3	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	4, 2 0 0 円
2 4	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	4, 9 0 0 円
2 5	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	3, 0 0 0 円
2 6	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 9 6 0 円
2 7	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	1, 2 0 0 円

議会局

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市議会議長 廣瀬 集 一

甲府市議会規則第2号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第175条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市又は議会の重要事項で議長が必要と認めるものに関する協議又は調整	全議員	議長
会派代表者会議	会派間の意見の調整及び連絡並びに議会活動に関する協議	議長、副議長及び会派の代表者	議長
正副委員長会議	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に関する協議又は調整	各委員会の正副委員長	議長

広聴広報委員会	広聴広報機能の充実に 関する協議又は調整	会派代表者会議に おいて選出した広 聴広報委員	委員長
調査研究会	市又は議会の課題に 関する調査研究及び 協議又は調整	会派代表者会議に おいて選出した各 課題に係る調査研 究会委員	各課題に係る調査 研究会会長

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

甲府市議会図書室規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市議会議長 廣瀬 集一

甲府市議会規則第3号

甲府市議会図書室規則の一部を改正する規則

甲府市議会図書室規則（昭和23年8月議会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 この規則は、甲府市議会基本条例（令和3年6月条例第17号）第20条の規定に基づき、図書室の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第3条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市議会議長 廣瀬 集一

甲府市議会規程第2号

甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程

甲府市議会議会局事務分掌規程（平成8年3月議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「甲府市議会議会局設置条例（令和2年3月条例第1号）第8条」を「甲府市議会基本条例（令和3年6月条例第17号）第19条」に改める。

附 則

この規程は、令和3年7月12日から施行する。

甲府市議会議会局職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年6月30日

甲府市議会議長 廣瀬 集一

甲府市議会規程第3号

甲府市議会議会局職員職名規程の一部を改正する規程

甲府市議会議会局職員職名規程（昭和28年4月議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「甲府市議会議会局設置条例（令和2年3月条例第1号）による」を「甲府市議会基本条例（令和3年6月条例第17号）第19条に基づく、議会局の」に改める。

附 則

この規程は、令和3年7月12日から施行する。

教育委員会

甲府市教育委員会告示第5号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月28日

甲府市教育委員会
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 入札番号 | (教委) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 小学校消火設備・避難器具等点検及び防火対象物点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（防火対象物点検資格者並びに消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士若しくは消防設備士及び電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を

経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和3年6月29日（火）～令和3年7月7日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和3年6月29日（火）～令和3年7月7日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年7月28日（水） 午前10時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に
国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする
契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約
を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第6号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月28日

甲府市教育委員会
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | (教委) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和4年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士若しくは消防設備士及び電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年6月29日(火)～令和3年7月7日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年6月29日(火)～令和3年7月7日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和3年7月28日(水) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に

国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（３）契約書作成の要否：要

（４）仕様説明会を行わない。

（５）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,106人
2	1/3の数	51,760人
3	1/6の数	25,880人
4	選挙人名簿登録者数	155,280人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、令和3年6月29日午後2時00分、甲府市中道公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和3年6月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和3年7月告示分農用地利用集積計画について
- 3 令和4年度山梨県農業行政施策に関する意見書について
- 4 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等に伴う下限面積等の見直しについて

上下水道局

甲府市上下水道局告示第33号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110018号			
工事名	(ブー101) 配水管布設替工事			
工事場所	甲府市上曾根町地内（北部第一配水池の東）			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ150) 471m ・DIP. K (φ150) 9m ・DIP. GX (φ75) 25m ・HPPE (φ75) 30m ・RRVP (φ75) 10m ・SSP (φ50) 3m ・仕切弁. GX (φ150) 10基 ・仕切弁. GX (φ75) 6基 ・仕切弁. PE (φ75) 1基 ・消火栓 (φ75) 1基 ・空気弁 (φ20) 2基 ・水抜栓 (φ25) 2基 ・配管支給材 (一部) 1式 	
	2	工期	令和3年12月17日まで	
	3	予定価格 (税込み)	45,540,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。	

			ただし、1件の工事請負額が、2,200万円以上の実績に限る。元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和3年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和3年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年6月25日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月1日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和3年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第34号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110019号		
工事名	(鉛対3-1) 鉛製給水管布設替工事		
工事場所	国母二丁目地内 (市立国母小学校の北東)		
工事概要	1	工事内容	・ P P (φ25) 4箇所 ・ P P (φ20) 58箇所
	2	工期	令和3年11月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	22,385,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年6月16日

	3	申請書受付開始日	令和3年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和3年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和3年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和3年6月25日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和3年6月7日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和3年6月25日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月1日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和3年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和3年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改 正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第35号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 入札番号 | 建設コ－330019号 |
| (2) 業務名称 | 下水道総合地震対策耐震診断調査等業務委託（R3-2） |
| (3) 業務内容 | 仕様書による |
| (4) 履行期間 | 仕様書による |
| (5) 履行場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 入札参加資格の認定において業種が「建設コンサルタントー下水道部門」で登録されている者であること。
- (2) 仕様書に定める技術者を適正に配置できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。）

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年6月18日(金)～令和3年6月28日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和3年6月18日(金)～令和3年6月28日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
※ 郵送は不可
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和3年7月15日(木) 午前10時
 - (2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第36号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年6月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和3年7月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
川田町の一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 縦覧期間
令和3年6月24日から令和3年6月30日までの土日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで

甲府市上下水道局告示第37号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指定年月日	令和3年6月23日
指定番号	第287号
指定店名	塩沢設備
所在地	甲府市善光寺町3178番地
代表者氏名	塩沢 明

甲府市上下水道局告示第38号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和3年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指 定 番 号	第450号
指 定 業 者 名	塩沢設備
所 在 地	甲府市善光寺町3178
代 表 者	塩沢 明

甲府市上下水道局告示第39号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）7号			
工事名	①（更新－3）配水管布設替工事 ②下水道改良工事（公共R3－4）			
工事場所	甲府市住吉一丁目地内（市立南中学校の南）			
工事概要	1	工事内容	①配水管布設替工事 ・DIP.GX（φ100） 165.0m ・DIP.K（φ100） 11.0m ・DIP.GX（φ75） 4.0m ・RRVP（φ50） 1.0m ・仕切弁.GX（φ100） 1基 ・仕切弁.F（φ100） 1基 ・仕切弁.GX（φ75） 1基 ・消火栓（φ75） 1基 ・泥吐弁.F（φ50） 1基 ・不断水ソフトシール仕切弁（φ100） 1基 ・臨給工（支給材有） 1式 ②下水道改良工事 ・人孔鉄蓋調整取替工（φ600） 2箇所 ・汚水ます上部取替工（φ500） 5箇所 ・ます取付管取替工（φ150） 1箇所 ・取付管取替工（φ150） 5箇所 ・付帯工 1式	
	2	工期	令和4年2月24日まで	
	3	予定価格 （税込み）	45,903,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資	1	本店所在地	甲府市内	

格	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等又は配水管布設替工事等と下水道改良工事等の合算可。 ただし、1件の工事請負額が、2,200万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和3年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和3年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月16日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和3年7月15日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第40号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）2号		
工事名	①（路4-6）路面復旧工事 ②市道舗装工事（R3-1）		
工事場所	甲府市高室町地内（国母公園の南）		
工事概要	1	工事内容	①路面復旧工事 ・表層（ $t = 5 \text{ cm}$ ） $A = 867.0 \text{ m}^2$ ・上層路盤（ $t = 10 \text{ cm}$ ） $A = 867.0 \text{ m}^2$ ・区画線工 1式 ②市道舗装工事 ・施工延長 $L = 237.7 \text{ m}$ ・切削オーバーレイ工 $A = 832.0 \text{ m}^2$ ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和3年11月25日まで
	3	予定価格（税込み）	17,622,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、800万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての

			実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和3年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和3年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月16日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和3年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第41号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 130012号		
工事名	舗装復旧工事 (スR3-1)		
工事場所	甲府市太田町地内ほか		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表層工 (再生密粒度ASC t = 5cm) A = 691 m² ・表層工 (コンクリート t = 10cm) A = 2 m² ・基層工 (再生粗粒度ASC t = 5cm) A = 67 m² ・上層路盤工 (再生瀝青安定処理路盤工 t = 10cm) A = 488 m² ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	令和3年12月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,144,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 600万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和3年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和3年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和3年7月16日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和3年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第42号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和3年6月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電通) 110029号		
工事名	(そ-5) 平瀬浄水場ほかITV設備更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町437-3 (平瀬浄水場) 外1箇所		
工事概要	1	工事内容	・監視カメラ 22台 ・ITV機器収納盤 9面 ・機器取付け調整 1式 ・機器・配線等既設撤去 1式
	2	工期	令和4年2月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	69,311,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気通信 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)700点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気通信工事。 元請として平成18年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和3年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和3年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和3年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和3年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年7月9日
	10	入札日時	令和3年7月16日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和3年7月21日
	12	開札日時	令和3年7月29日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和3年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和3年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年7月27日まで
	2	回答	令和3年7月28日

価格以外の評価を修正した場合	公表	令和3年7月28日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第43号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書類及び企画提案書類の提出を招請する。

令和3年6月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

- 1 業務名
甲府市上下水道局情報通信技術活用推進及び適正化業務
- 2 業務概要
甲府市上下水道局情報通信技術活用推進及び適正化業務仕様書のとおり
- 3 委託期間
契約締結の日から令和4年3月31日まで
- 4 参加資格要件
本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 甲府市上下水道局入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (4) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
 - (7) 平成28年度から令和2年度までに、国又は地方自治体等の本業務と類似した業務の受託実績を有する者であること。
- 5 手続等
 - (1) 公募型プロポーザル実施要領、選考方法、仕様書及び各種様式等は甲府市上下水道局のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
(ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>)
 - (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。
- 6 連絡先
甲府市上下水道局 業務部 業務総室 経営企画課 企画広報係
〒400-0046
山梨県甲府市下石田二丁目23番1号

電 話 0 5 5 - 2 2 8 - 3 3 1 7
電子メール jougekeieik@city.kofu.lg.jp

任免辞令

(市長事務部局)

市民部	市民総室	市民課	主任	安本	和紀				
退職を承認する									
		以	上	発	令	日	令和	3年	6月8日
甲府市監査委員 退職を承認する									
		以	上	発	令	日	令和	3年	6月23日
甲府市監査委員に選任する									
		以	上	発	令	日	令和	3年	6月24日
福祉保健部	健康支援室	地域保健課	技師	花木	怜子				
子ども未来部	子ども未来総室	子ども保育課	主事	植松	綾				
環境部	廃棄物対策室	廃棄物対策課	主事	遠藤	大珠				
市立甲府病院 (各通)	診療部		科長	加藤	幸也				
退職を承認する									
		以	上	発	令	日	令和	3年	6月30日